

会計政策の経済的影響

Economic Consequences of Accounting Policy

島田 奈美*

Nami Shimada

会計政策問題は、1940年代に米国において、電気料金の設定を巡る電力会社と電力委員会の対立を契機として、会計理論と関連して自覚的に議論がなされてきた。今日においてなお残っている問題は、会計政策の決定が各利害関係者に与える経済的影響をどう捉えるかについてである。本稿では、その問題の対立点がどこに置かれ議論されてきたのかについて概観し、その対立点の置かれ方の妥当性について検討する。

キーワード：会計政策、経済的影響、会計の中立性

I. はじめに

会計政策はその分析の視点により様々な定義がなされる。

政策主体の違いに応じて、私的会計政策と公的会計政策に分けることができる。私的会計政策とは、「企業経営者が一定の目的を達成するために特定の会計変数を制御すること¹⁾」を意味する。

具体的に経営者は会計政策として次の行動を取りうる。1つ目は実際の経営活動を通じて財務数値を変更する行動、2つ目は代替的な会計方法の選択、3つ目は会計基準の設定・改廃に対するロビイング活動である。

1つ目は実質的会計政策といい、会計変数を制御することを目的として実際の事業活動を操作することである。2つ目は技術的会計政策であり、実際の事業活動を前提とした上で、会計処理・表示方法の選択・変更を行うことにより会計変数をコントロールすることである。

公的会計政策とは、会計基準設定主体が会計基準を制定・改廃すること、もしくはその制定・改廃の結果としての会計基準である²⁾。よって、公的会計政策により実質的会計政策と技術的会計政策がコントロールされることになる。3つ目の経営者による行動は、上記の2つとは異なり、公的会計政策に直接働きかけるものであるため、区別して考慮する必要がある。

伊藤(1996)によると、「公的会計政策は私的会計政策に一定の枠を設定し、その意味で影響を与える一方、私的会計政策の及ぼすインパクトは公的会計政策の経済的影響の一部を構成し、多

*流通科学大学情報学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

かれ少なかれ公的会計政策にフィードバックされる³⁾」ことから、私的会計政策と公的会計政策が相互に作用しあっていることが理解できる。

このように私的会計政策と公的会計政策が相互関係にあるが、本稿では、会計基準が設定される枠組みの中で会計政策の問題を取り上げるため、公的会計政策に的を絞って議論していくことにする。

II. 会計政策問題の契機

会計政策に関する問題は常に存在してきたが、ある時期において自覚的に会計の政策性や会計理論の政策性として問題視され議論されるようになった。その一つとして 1943 年のナイアガラフォールズ事件を代表とする、料金設定を巡っての電力会社と電力委員会との論争があげられる。

電力会社を含む公益事業会社は、その公共性という点で地域独占的な営業を認められ、かつその存続の重要性から適正利潤の確保を認める一方、消費者にとって必要不可欠な財やサービスを提供するものであるから、独占利潤を防ぐような料金水準に制限される。料金は費用に適正利潤を加えて算定される。適正利潤はレートベース（投下資産）に適正利潤率を掛けて算定する。従って、レートベースが大きければ、料金が高くなり、利潤も大きくなる。電力会社は利潤の増大を求め、レートベースを高くするために合併をし、それをパーチェス法で処理しようとした。しかし、その合併は事業の内容、会社の活動範囲、経営者、株主、消費者といった利害関係者集団が変更なく継続し一緒になったというものである⁴⁾。よって、電力委員会は、料金を抑えることもねらい、レートベースとしての資産の増加が合併の結果として生じないようにするために、持分プーリング法と同じ会計処理を指示したのである⁵⁾。

この問題に対し、Paton をはじめとする会計学者の多くは、買収の結果生じた子会社の評価額の増加は実際に行われた取引に基づく価格であるから、オリジナルコスト（公益事業に最初に投下されたコスト）ではなく GAAP に従った「実際の取引価格」を料金設定に反映させるべきと主張した⁶⁾。このケースは、電力委員会、会計学者双方とも買収という取引の実態をどのように解釈するかに基づいて議論しており、一つの会計政策論であるといえよう。また、それまで会計技術面での整合正が重視されてきた会計理論が、規制機関からの介入により一方的に変更されたことにより、会計の政策性というものが自覚されはじめたと考えられる。

III. 会計政策の経済的影響

先の例は、会計処理の相違の問題だけではなく、規制機関が設定した会計ルールが出資者や消費者といった利害関係者集団の富の配分に影響を与える問題である。しかし、会計の目的や会計原則の存在意義をどのように捉えるかについて 1960 年代まで支配的であったのは、「経済的実態描写説⁷⁾」であった。この会計目的観には、収益と費用の適切な対応や、企業の経済的実態の適

正な表示という技術的・規範的な問題をクリアした会計情報が提供されたなら、その影響はどの利害関係者に対しても中立的であるという仮定が置かれている。

しかし、実際のところは先の例のように、会計技術的・規範的な整合性だけでは解決できない会計政策問題が存在する以上、より広い視点から会計目的をとらえる必要があると会計基準設定機関は認識し、会計基準のもたらす経済的、社会的影響の重要性を考慮し始めたのである。

ここで述べる経済的影響 (economic consequences) とは、企業、投資家、政府、アナリスト等の行動や意思決定に与える会計情報のインパクトを意味する⁸⁾。

伝統的な会計学では、資本と利益の測定・開示ルールを体系化することを通じて、企業会計に実践規範を提示することに主要な関心が払われてきた。つまり、会計測定および報告のルールに技術的・規範的整合性を持たせるとともに、これをベースに制度上の秩序を確保することが会計理論の主題とされたのである。

しかし、企業が測定・開示する会計数値は、広範な経済主体の行動や富の配分に重要な影響を及ぼし、会計数値の測定・開示を方向付ける会計基準のあり方によって、様々な主体が相互に異なる経済的影響を受けることになる。その意味で会計政策の決定は、本質的に社会的選択であり、会計制度は社会的選択の結果ともいえる。会計基準の設定により、都合のよい経済的影響を受けるものが存在する一方、不利な経済的影響を受けるものも存在する。経済的影響からのアプローチにおいて、会計情報は経済財として扱われ、そこで情報の作成・開示・利用に関するコスト・ベネフィットの比較により会計情報を評価するという情報会計学の考え方に基づいている。

1970年代以降、米国を中心とする現代の会計研究の基本的な方向性は、会計基準の設定に関する制度的メカニズムとその経済的影響、会計方針の選択・変更をめぐる経営者のインセンティブのメカニズム、会計ルールの選択に対する証券市場の反応など、広い意味での会計政策決定の決定過程に関する理論的・実証的分析⁹⁾に移行している。

IV. 経済的影響の分析方法とその対象

会計基準の経済的影響を考慮するためには、会計基準が利害関係者に与える影響と原因について検討する必要がある。しかし、政策決定者は決定を行う際に、どのような種類の経済的帰結を考慮すべきかに関して合意は得られていない。FASBのメンバーであった Oscar Gellein(1978)は、多様な利害関係者が経済資源の配分に影響を与える意思決定を行うが、それぞれの利害関係者に対して財務報告の役割が異なってくるとし、ひとつの会計政策からの帰結を、対象とする会計の利害関係者別に分類した。①資本市場において調整が行われ、リスクとリターンがより「公平に」報告されるようになる。この影響の対象となる利害関係者は投資家である。②経営者が、企業のキャッシュ・フローにマイナスの影響を与えるような非経済的行動を取る。③競合企業、顧客、および与信者の行動が企業のキャッシュ・フローにマイナスの影響を与える。④国民経済に関連

する社会的効果が現れる。このうち、意思決定有用性アプローチや利用者志向アプローチに基づく研究の多くは、情報利用者（主に投資家）に対する会計基準の経済的影響に焦点を当ててきた。これは効率的市場研究と呼ばれ、会計数値の持つ情報内容（株価が利益、利益変動利益の構成要素およびキャッシュ・フローに関する会計情報に影響されるか）を統計的に明らかにしようという重要なアプローチである。しかし、投資家は利害関係者集団の一部に過ぎない。より多くの利害関係者を対象とすべきである。

FASBの会計基準には経営者の非経済的行動を引き起こしたのも存在する¹⁰⁾ことから、経済的影響を分析するうえで経営者が重要な存在として焦点があてられる。

会計基準の制定において、経済的影響アプローチに対して批判的な論者は、会計基準に対して経営者が合理的でないような反応を示すことがあると主張している¹¹⁾。このような経営者の行動は、企業のキャッシュ・フローに負の影響を与えるかもしれない。しかしそのような行動が正当化されるのは、このキャッシュ・フローへの負の影響がその基準を遵守すれば生じたであろう負の影響よりも小さいときに限られる。効率的市場仮説に照らし合わせたとき、もし基準を遵守しても企業のキャッシュ・フローに影響がないのならば、会計方法の変更という経営者の反応は合理的ではない¹²⁾。

直接キャッシュ・フローに影響がなくても報告内容を変更するという非合理的な反応が起こるのは、企業の利益数値に経営者が固執しているためであるという考え方も存在する。その考え方に基くと、経営者がそのような行動をとるのは、投資家がナイーブで、混乱しやすく、実質的な経済的影響を与える報告実務の変更を見極めることができないと考えているからということになる。

しかし、経営者の一見不合理な反応は、経営者の投資家に抱いている印象が原因ではなく、そのような行動がキャッシュ・フローに影響する可能性が存在するからかもしれない。新しい会計基準は企業の経理コストに影響を与えるだけでなく、この基準に基づいた報告利益は、将来の税政策、公共料金の設定、反トラスト運動などの政治コストへの影響が予測されるかもしれない¹³⁾。これらのことが要因となり、企業の将来キャッシュ・フローに影響を与え、その結果投資家および経営者に経済的影響を与える可能性がある。したがって、新しい会計基準それ自体が企業のキャッシュ・フローに直接影響を与えるか否かだけでなく、報告実務の変更の結果として生じる可能性のある影響も考慮する必要がある。

このように、経営者は提供する会計情報が利用者の行動に与える影響やそこから生じる結果を予測して行動を選択する。一般的に、認められた会計処理の中からどの方法を選択するかにより会計数値は異なったものになる。そのため、経営者は会計基準の枠内で自らにとって望ましい会計処理方法を選択するかもしれない。このような裁量的な会計行動が提供される会計情報の有用性を低下させる可能性がある。経営者行動の研究は、公的会計政策の決定により経営者により選

択される私的会計政策の変化や、経営者による裁量的な会計行動の要因分析が中心となっている。

V. 会計政策決定における経済的影響

会計基準による経済的影響の分析結果と会計政策の決定にはどのような関係が求められるだろうか。会計基準の経済的影響を認識することの必要性についてはほとんどの研究者が認めている。

長年議論されている対立点は、経済的影響の分析結果を会計基準の設定に反映させるべきか否かに存在する。ここで、反映させるべきとの立場をとる論者を経済的影響派とし、反映させるべきでないとの立場をとる論者を中立派と定義し¹⁴⁾、まずは経済的影響派の考え方から説明する。

経済的影響派には、Buckley, Rappaport, Kelly-Newton 等がいる。経済的影響を会計政策に反映させることに積極的な論者である Kelly-Newton (1980) は、経済的実態描写説や意思決定有用説に基づき「どの会計方法を選択すべきか」を提言することに主眼が置かれている規範的なアプローチには欠陥が存在すると主張した。

規範的アプローチは、現実的な会計環境を解明する方向性が存在せず、現実に履行することのできない理想的関係を強調する傾向がある。規範的アプローチを有意義なものにするためには、会計基準設定過程に含まれる会計環境の現実的關係が検討される必要があり、「このような現実的問題に答えた後でのみ、規範的な問題に取り掛かることができる¹⁵⁾。」それゆえに「もっとも大きな研究ニーズは、記述的及び実証的な研究を通じて基準設定環境の現実を理解すること¹⁶⁾」なのである。

Rappaport (1977) は FASB の会計政策上の戦略を経済的影響分析にのみ基づくことの危険性を、「この戦略だけに頼ると、FASB のこの基準によって不利な影響を受けるものが政府の干渉をもとめてくる¹⁷⁾」、と指摘し、規範的なアプローチとの混合戦略を勧めている。

経済的影響派のうち、特に積極的に政策への反映を主張する Kelly-Newton を例に挙げて社会的厚生を最大化を目指した会計政策決定過程と経済的影響分析の結果の反映について概観していく。

VI. Kelly-Newton (1980) の会計政策決定フレームワーク

社会的選択としての会計基準の決定は、様々な経済主体のうち、どの集団の利益を優先するかという問題を含むため、そのプロセスはおのずから「政治意思決定」の性格を帯びてくる。

Kelly-Newton (1980) はこのような認識のもとに、社会学的視点から会計政策の決定過程を考察している。

Kelly-Newton (1980) は、新しく設定された会計基準や修正を加えた会計基準をイノベーションとし、会計政策を改善・形成するためには、チェンジ・エージェント¹⁸⁾である会計基準設定主体はチェンジ・ターゲット¹⁹⁾(経営者)を特定し、チェンジ・ターゲットが自発的に受容または強制されたイノベーションがチェンジ・ターゲットに与える影響を事前に予測し考慮する必要

があるとしている。

Kelly-Newton (1980) は、会計政策決定のフレームワークを次の 6 つの要素をもとに説明している。

- ① 企業ディスクロージャー・システムにおける特定の領域を変更する必要性が確認される。
- ② 政策決定者が財務報告要件を課す正当性を有する主体として承認される。
- ③ ディスクロージャー規制に対する経営者の見解がフィードバックされるようなコミュニケーション・チャンネルが設置される。
- ④ 財務報告に関する産業界の価値規範および経験に関心が払われる。
- ⑤ 会計政策によってもたらされる可能性のある経済的影響が事前に評価される。
- ⑥ あるディスクロージャー要件が採用された場合の経済的帰結が事後的に分析される。

① 変更ニーズの確認

基準設定過程において、まず必要なことは、財務報告実務の変更ニーズを知覚することである。利害関係者集団（議会、税務当局、消費者、証券アナリスト、経営者など）が、変更を求め、政策決定者がイノベーションを提起したときに始まる。このように、変更ニーズを確認する際にイニシアティブを取るのは政策決定主体かもしれない。しかし、チェンジ・ターゲットである産業界がこの変革ニーズに同意することによって、提案された会計政策の承認が促されるため、変更の必要性を産業界に浸透させることが鍵となってくる。

② 政策決定者の承認

変更ニーズが確認された後に重要となるのは、産業界が、政策決定者をチェンジ・エージェントとして承認することである。この承認はパブリック・セクターよりもプライベート・セクターにとって重大な意味を持つ。それは、パブリック・セクターはイノベーションの実施を強制することができる権威を有しているが、プライベート・セクターはそれを有していないからである。産業界から基準設定主体をチェンジ・エージェントとして承認することにより、政策決定過程に対する大衆の信頼が得られるのである。

③ 経営者の見解に対する考慮

政策決定者として承認を得て、その後基準自体の承認を得るためには、政策決定者が提起した変更をチェンジ・ターゲットに伝達し、その反応を確認する必要がある。その過程は 2 つ存在する。1 つ目は、産業界が最初にイノベーションを知るようになる普及過程であり、2 つ目は、経営者がその考えを受け入れ、報告実務を修正するかどうかを決定する採用過程である。これらのコミュニケーション・メカニズムは、会計政策におけるデュー・プロセス (due process) であるが、変更によって影響を受ける集団、および変更に関心を持つ集団からのフィードバックを取り入れたものでなければならない。また、経営者の意見が基準設定者の審議に影響を及ぼす可能性があると感じさせる必要がある。

デュー・プロセスが政策形成過程にとって重要なのは、規制によって影響を受ける社会の各層が、設定される規制に対して影響力を行使しうる機会を得る状況を設けることによって、規制の正当性を維持しうるからである。

④ 財務報告における経営者の価値体系

基準が承認されるためには、チェンジ・エージェントとチェンジ・ターゲット間でコミュニケーション・メカニズムを作るとの同時に、政策決定者は、外部報告に関する経営者のニーズや習慣だけではなく、経営者の問題意識を含む産業界の規範を十分考慮する必要がある。

産業界の規範としては、1つ目は報告実務の選択の幅を維持しようとする、2つ目は、経営者は報告コストを節約するために、実務的に複雑さの少ない会計規則を選好する、3つ目は、経営者は保守的な報告実務を選好し、報告利益の変動を大きくする会計処理を回避する。

以上の選好を考慮したうえで、政策決定者は3通りの行動を取ることが可能である。1つ目は既存の価値観と対立しない変革のみを浸透させること。2つ目はイノベーションが受容可能になるように経営者の規範を修正しようと試みること。3つ目は変革が少なくともある程度は既存の価値観と合致すると知覚させること。それぞれのアプローチの妥当性は、諸規範の強固さ、イノベーションに対する産業界の対応の機敏さ、およびイノベーションの属性により変わってくる。

⑤ 潜在的に起こりうる経済的帰結の事前評価

会計基準のイノベーションが承認され、設定、変更されると、企業を取り巻く各種利害関係者が公表される会計数値を見て、一定の行動を取る。このように、会計数値が利害関係者の意思決定行動に対して及ぼす影響を経済的帰結といい、このことが、資源配分や富の分配を変化させる可能性がある。

よって、政策決定者は、政策が産業界に及ぼす短期および長期的な影響を予測し、全体的に見て望ましいかどうかを事前に評価すべきである。そのような事前評価により、提起されたイノベーションに対する反対意見を予想すること、より高い承認を得るための計画を立案すること、批判に対する反論を行うことで、特定の問題の解決方法への反対を緩和することが可能になるからである。

⑥ 政策決定のモニタリング

会計基準が公表され、イノベーションが実行されればそこで終わりというわけではない。

政策上の問題が解決されるまで、双方向コミュニケーションが不可欠なのである。つまり、政策決定者が産業界の考えを適切に考慮し、経営者に報告要件を適切に伝えるだけではなく、経営者が、この変更に対してとった反応と経験を表明し、結果としてそれが政策にフィードバックされなければならない。加えて、政策決定者は、イノベーションが実施されるにつれて、修正の余地と要件撤回の可能性を残しながら、慎重にその結果を追跡調査すべきである。会計基準の帰結の事後的な分析には、経済社会の資源および富の分配を分析することだけではなく、情報の利用

者および作成者が財務報告の変革にどのような反応をしたかをモニタリングすることも含まれる。

これらを行うには、事前の経済的影響を分析の際に予想された効果が実現したかどうかを検討し、事前に予期していなかった経済的帰結を漏らさず確定するための実証的な研究が必要となる。

VII. 政策決定後のモニタリングとしての経済的影響分析

前節で説明したように、会計基準の有効性を確認するためには、事前の経済的影響を分析の際に予想された効果が発現したかどうかを検討し、事前に予期していなかった経済的帰結を漏らさず確定するための実証的な研究が必要であると Kelly-Newton (1980) は主張している。この主張を会計政策決定のフレームワークに盛り込んだ場合には図1のように説明できそうである。

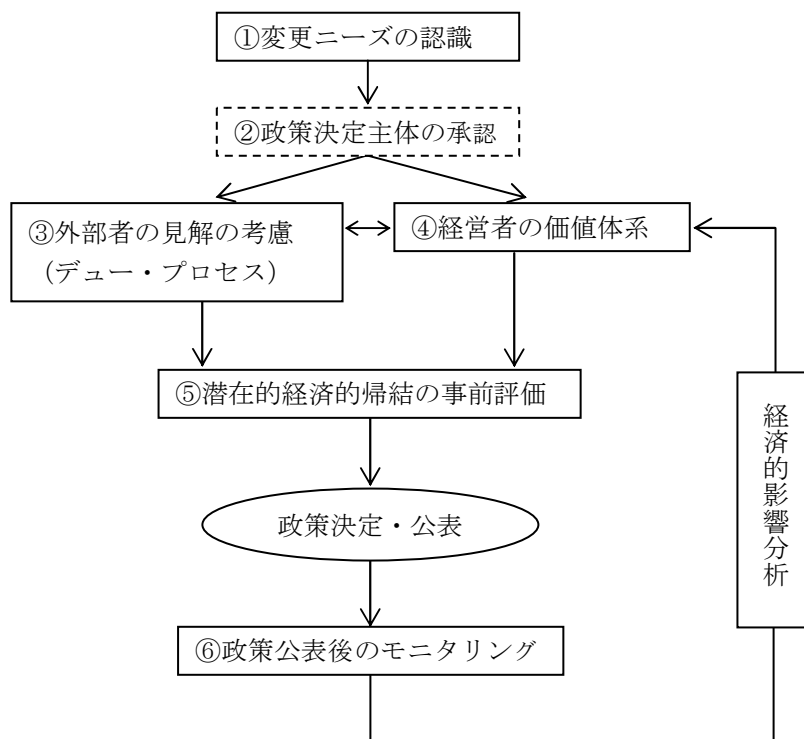


図1 経済的影響分析と公的会計政策決定のフレームワーク

出典：Kelly-Newton (1980) p.5 を参考に作成。

一般的に考えれば、政策決定主体の承認は、ほとんどの国においてすでに行われているはずであるから、②のステップを省くことは可能である。①の会計政策の変更のニーズを認識し、④情報作成者である経営者の規範や選好を把握し、③デュー・プロセスを経て（④が把握された上で③が行われるかもしれないし、③のなかで④の把握が可能な場合もある）、⑤会計政策のイノベー

ションから生じる可能性のある経済的帰結を予測し、会計政策が承認された上で、政策が公表され、実行される。政策が公表された後に、会計政策の有効性を調査する必要がある。その際に経済的影響分析を用いることができるというのである。

VIII. 会計の中立性

経済的影響を会計政策の決定に反映させるべきではないと主張する中立派の論者たちは、経済的影響の認識自体は肯定しながらも、分析された経済的影響を会計政策決定の過程に反映させることを危惧している。

例えば Zeff (1978) は、「(経済的影響派の) 論者の中には、経済的および社会的厚生に対する影響にのみ基づいて会計基準を主張する向きもあるが、FASB がこの考え方を採用して(会計基準設定の) 意思決定を下すならば、自らの崩壊を招くことになる²⁰⁾」と述べている。

実証的研究の代表者である Wattz and Zimmerman においても研究結果の政策への反映には消極的である。「(経済的影響の分析) として実証研究が重要であると考えられるのは、会計政策について意思決定しなければならない人々(会社経営者、公認会計士、貸付機関の役員、投資家、証券アナリスト、規制当局)に、彼らの意思決定の結果に関する予測と説明を提示できるからである²¹⁾。」このように、実証的会計理論に基づく経済的影響の分析は会計実務のあるべき姿を論じるといった側面は持たず、むしろ会計政策の意思決定にかかわる人たちに役立ちうる現状の説明理論に基づくとして位置付けられている。その中には会計政策をよりよいものにするという価値判断は含まれない。

では、経済的実態の会計政策への反映に関する意見の対立は、何を焦点としているのだろうか。一般的には会計の中立性にあるといわれている。Underdown and Taylor (1985) によると、中立派は次のように定義される。「このアプローチは客観的中立的な方法で経済的事象の結果を測定することを目的としている。……このアプローチの論者は会計測定はできるだけ中立的でなければならないという見解を持っている。なぜなら、もし中立的でなくなれば、アカウントは信頼性を失うことになるだろうからである²²⁾。」

中立派論者の Solomons は会計の中立性の根拠を次のように表現している。「交通事故の発生率を引き下げる 1 つの方法は、ドライバーが実際に走っているスピードよりも速く走っていると知らせるようにスピードメーターの針を常に最大に振れさせるようにしておくことである。スピードメーターはドライバーの行動に影響を与えるからである。とはいえ、もし会計がまさに測定という目的以外に利用されてもよいとされるのであれば、ひとたびスピードメーターにたいする細工がばれたときにその信頼性が崩れるのと同様に、会計に対する信頼性が崩壊してしまうであろう²³⁾。」

このように Solomons のような中立派は会計理論の論理一貫性、信頼性を尊ぶ立場から会計の中

立性を強調することをもって、非現実的価値自由論²⁴⁾と揶揄されることもある。しかしながら、Solomons は「潜在的会計的影響への関心なしには、会計基準を要する問題領域は選定できない」と述べ、会計基準設定主体は単に正確な報告を要請すればよいと考えてはいない。よって、会計政策における経済的影響の位置づけを巡る論点は、それを会計基準の設定に反映させるか否かというよりも、どちらの論者においても、会計基準設定のどの局面において経済的影響を考慮するのか、またどのような影響を考慮するのかにおいて検討すべきではないかと考える。

IX. おわりに

本稿は、会計政策がどのように議論されてきたかについて、経済的影響にまつわる論争を題材に概観した。その対立点を会計の中立性においてこの問題を捉えるのが一般的であるが、そうするとどうしても比較検討しがたいズレが生じる。経済学影響派は社会を構成する多様な集団相互間の経済定期厚生のパレート最適の実現を目標とし、社会的選択である会計基準の選択の結果生じるトレードオフに関心があるが、中立派は会計情報の利用者の志向を問題の出発点としながらも、結局表現の正確性を主張するにとどまっているからである。よって、会計政策に経済的影響を反映させるか否かではなく、会計政策の過程において経済的影響がどのように考慮されるのかを実例をもとに整理、検討する必要がある。これは次の機会に譲りたい。

注

- 1) 伊藤, 2000年, p.212.
- 2) 伊藤, 1996年, p.520.
- 3) 同上, p.551.
- 4) 企業結合会計研究委員会, 1999年, p.5.
- 5) 同上, p.4.
- 6) 今福, 1986年, p.404.
- 7) 企業の事業活動の経済的実態を描写し、その財政状態と経営成績を適正に測定・表示する点に会計の目的を求め、それを支援することに会計原則の機能を見いだす見解(伊藤, 1996年, p.21)。
- 8) 同上, p.500.
- 9) 例えば、効率的市場仮説に基づく実証研究であり、会計情報が証券市場に与える影響を分析したものである。
- 10) Gellein, 1978, p.77.
- 11) 同上, p.77.
- 12) Kelly-Newton, 1980, p.30.
- 13) Watts and Zimmerman, 1978, pp.113-114.
- 14) 伊藤, 1996年, pp.512-516.
- 15) Kelly-Newton, 1980, p.22.

- 16) 同上, p.163.
- 17) Rappaport, 1977, p.9.
- 18) 普及機関が望ましいと判断した方向において、普及対象者のイノベーションの決定に影響を与える個人。Kelley-Newton は FASB や SEC を普及機関であると同時にチェンジ・エージェントと捉えている。
- 19) 企業財務報告に関する政策の設定においては、会計基準に従わなければならない経営者がチェンジ・ターゲットとなる。というのは、経営者には一般に認められた代替的会計原則の中から自ら報告政策を決定する責任があるからである (Kelly-Newton,1980,p.32.)。
- 20) Zeff, 1978, p.63.
- 21) Watts and Zimmerman, 1986, p.14. 須田, 1991, p.16.
- 22) Underdown and Taylor, 1985, p.14.
- 23) Solomons, 1978, pp.69-70.
- 24) Rappaport, 1977, p.18.

引用・参考文献

- Accounting Principle Board (1970a) , APB opinion No.16, *Business Combinations*.
———. (1970b) , APB opinion No.17, *Intangible Assets*.
- Anderson, Don and Ian Zimmer (1992) , Reaction to Regulation of Accounting for Goodwill, *Accounting and Finance*, Vol. 32, No.2, 27-50.
- Barth, M., W., Beaver, and W., Landsman. (2001) , The Relevance of the value relevance literature for financial accounting standard setting: Another view, *Journal of Accounting and Economics* 31 (September) , 77-104.
- Buckley, John,W. (1976) The FASB and Impact Analysis. *Management Accounting*, April, 13-17.
- Financial Accounting Standards Board (1999) , Exposure Draft, *Business Combinations and Intangible Assets*.
———. (2001a) , Statement of Financial Accounting Standards No.141, *Business Combinations*.
———. (2001b) , Statement of Financial Accounting Standards No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*.
———. (2007) , Statement of Financial Accounting Standards No.141, *Business Combinations*.
- Gellein, Oscar, S. (1978) , The Task of the Standard Setter. *Journal of Accountancy*, December, 75-79.
- Gore, P., F. M. Taib and Taylor, P. A. (2000) , Accounting for goodwill: an examination of factors influencing management preferences, *Accounting Business Research*, Vol.30, No.3, 213-225.
- Holthausen, R., and R., Watts (2001) , The relevance of the value relevance literature for financial accounting standard setting. *Journal of Accounting and Economics*, 31 (September) , 3-75.
- International Accounting Standards Board (1998) , International Accounting Standards No.22, *Business Combinations*.
———. (2004) , International Financial Reporting Standards No.3, *Business Combinations*.
———. (2008) , International Financial Reporting Standards No.3, *Business Combinations*.
- Jennings, R., LeClere, M. and Thompson II, R. B. (2001) , Goodwill Amortization and the Usefulness of Earnings, *Financial Analysts Journal*, Vol.57, No.5, 20-28.
- L.Kelley-Newton (1980) *ACCOUNTING POLICY FORMULATION: The Role of Corporate Management* , Addition-Wesley Publishing Company, Inc.

- Rappaport, Alfred. (1977) Economic Impact of Accounting Standards-Implications for the FASB. *Journal of Accountancy* May, 89-98.
- Thornton D.B. (1996) , *Accounting Literature-Research for Users*, Prentice Hall Canada.
- Solomons, D. (1978) , The Politicization of Accounting, *The Journal of Accountancy*, Vol.146, No.5, 65-72.
- , (1986) , *Making Accounting Policy*, Oxford University Press. (加藤盛弘訳『会計原則と会計方針』森山書店、1990年)
- Underdown , B. and P. Taylor (1985) , *Accounting Theory and Policy Making*, Heinmann.
- Watts, R.L., and Zimmerman , J.L. (1986) , *Positive Accounting Theory* , Prentice-Hall.
- Wyatt, Arthur (1977) The Economic Impact of Financial Accounting Standards, *Journal of Accountancy* October, 92-94.
- Zeff, Stephen A. (1978) The Rise of Economic Consequences. *Journal of Accountancy* December, 56-63.
- 浅羽二郎 (1979), 『理論会計学の基礎』, 白桃書房.
- 伊藤邦雄 (2000), 『ゼミナール現代会計入門』日本経済新聞社.
- (1996), 『会計制度のダイナミズム』岩波書店.
- 伊藤秀史 (1996), 「日本の企業システムと経済学」, 伊藤秀史編著『日本の企業システム』所収, 東京大学出版会, 1-16.
- 今福愛志 (1986), 『会計政策論の意義と限界—David Solomons, Making Accounting Policy (1986) に関連して—』, 『経済集志』, 第56巻第3号, 403-415.
- 大石桂一 (1993), 「L. Kelly-Newtonの会計政策論」, 『経済研究』第87巻, 1-28.
- (1999) 『ケリー・ニュートンの会計政策論』九州大学出版会.
- 加藤盛弘, 斎藤静樹編 (1985) 『企業会計の機能と制度』, 森山書店, 1985年
- 企業結合会計研究委員会 (1999) 『企業結合会計を潜る論点』企業財務制度研究会.
- 塩原 勉 (1985), 『社会学の理論 I—体系的展開』, 日本放送出版協会.
- 須田一幸 (1991), 『実証理論としての会计学』, 白桃書房.
- (2002), 『財務会計の機能』, 白桃書房.
- (2004), 『会計制度改革の実証分析』, 同文館出版.
- 醍醐聰 (1985), 「財務会計基準の形成原理」, 『会計』, 第128巻, 第4号, 472-489.
- 中村宣一郎 (1992) 『会計規制』, 税務経理協会.
- 浜本道正 (1988), 「会計政策の理論 (1)」, 『会計』, 第134巻, 第2号, 251-268.
- 浜本道正 (1988), 「会計政策の理論 (4)」, 『会計』, 第134巻, 第5号, 733-749.
- 松尾聿正 (1990), 『会計ディスクロージャーの理論と実態』, 中央経済社.
- 宮原裕一 (2005), 「研究開発費用会計における公的会計政策—R&D集約型業種を対象として」, 『経済論研究』, 第123号, 13-29.
- 八重倉孝 (2005), 「概念フレームワークと実証研究」, 斎藤静樹編著, 『詳細「討議資料財務会計の概念フレームワーク」』, 90-103.
- 善積康夫 (2002), 『経営者会計行動論の展開』, 「千葉大学経済研究叢書4」.